

平成 24 年度 人権に関する国家公務員研修会（後期）  
講演「高齢者の人権」 聖カタリナ大学人間健康福祉学部 教授 山本克司

皆さんこんにちは。聖カタリナ大学の山本克司です。

今日は「高齢者の人権」をテーマに、高齢者に優しい社会の実現について、少しでも皆様のお役に立つよう一緒に考えてみたいと思います。

本日の講義の内容ですが、大きく 4 つの項目があります。1 点目は「高齢者の人権を考える視点について」です。具体的には人権の理論的理解の視点、対人援助の技術に関する人権の視点、支援する人の人権保障とリスクマネジメントの視点についてお話をさせていただきます。

2 点目は、2011（平成 23）年の東日本大震災の経験を踏まえて「災害と高齢者の人権」について、3 点目に、主に成年後見制度の視点から「高齢者をめぐる社会状況と人権」についてお話をさせていただきます。最後に「高齢者虐待」について背景や現状、養護者支援や介護職員の人権についてお話をさせていただきたいと思っています。

#### 1 高齢者の人権を考える視点について

初めに重要なこととして、人権の理論的理解が必要です。

高齢者虐待に関しては、社会福祉士、看護師、行政の方、弁護士等の様々な専門家が関わりますが、その際に、感情に支配されない理論的な人権の知識をぜひ身に付けていただきたいと思います。なぜなら、福祉の専門家は心優しい方が多く、人権について感情に支配され熱心に考えるあまり、バーンアウトして（燃え尽きて）しまう危険性があるからです。また、専門職の間に人権に対する温度差がないようにするためです。

2 つ目に、やはり知識を持っているだけでは役に立ちません。皆様方や福祉に携わる専門職の方々には人権の理解を表現行為に具体化して高齢者に関わることとなります。

「丸い卵も切りようで四角、物も言いようで角が立つ」というように、言葉のかけ方、目線の合わせ方、共感的な態度を持つかどうかによって、高齢者が幸せに感じたり、不幸せに感じたり、そして高齢者の思いが十分に伝わってきたりこなかったり、といったことが生じるわけです。ですから高齢者の自己実現を助長するために、理論的な人権知識に基づく対人援助技術についても知っていただきたいと思います。

3 つ目に、やはり高齢者の人権を保障するためには、高齢者に関わる支援者の人権保障も重要になってきます。

高齢者虐待の問題が、今、大きな問題となっています。家族介護をしている方々は非常に厳しい状況に置かれていますが、中でも男性介護者の問題が顕在化しています。

数日前に 96 歳の男性が 91 歳の奥さんを殺害し、自分も自殺しようとした痛ましい事件が発生しました。高齢の男性介護者をどうにか支援できなかったのだろうかかと心が痛むと

ともに、そういう介護者の抱える人権問題を真剣に考えていくべきではないのか、と強く思います。

また、東日本大震災では、高齢者を守ろうとして一緒に津波に流されてしまった福祉施設の方や医療関係の方がいらっしゃいます。そういうことから、やはり支援する人の人権やリスクマネジメントも考えていく必要があるのではないかと思います。

これら三位一体で取り組むことで、高齢者自身の自己実現ができる、すなわち、高齢者に優しい社会が実現できると考えます。

話が少し戻りますが、「人に優しい対人援助」とはどういうことでしょうか。これは、対人援助にあっては、高齢者一人一人の個性を尊重する姿勢、その方々がどういう人生を歩んでいるのか、何を求めているのか、どんな夢を持っているのか、そういうことをしっかりと見据え、高齢者の支援行為に反映させることです。

また、「個人の尊厳」についても理解しておいていただきたいと思います。これは、人間の尊厳、個人の尊重といった言葉で使われることもあります。

また、対人援助では高齢者の「表現の自由」の保障の観点から、支援者は、受容的な態度で高齢者が話しやすい環境づくりが必要です。すなわち、自分の思いが実現できるような環境、その手段として物が言いやすい環境を作ることを心掛けていただきたいと思います。

それから、高齢者に対して支援者が自分の価値観を押し付けてしまうことのないよう、高齢者の「自己決定権」を尊重することが重要です。

また、高齢者の人権を守るためには、専門用語で言うラポールの形成、いわゆる支援者と高齢者との信頼関係を作っていくといけません。そういうことから、「プライバシーの保護」についても考える必要があります。

これらのことを念頭において、人権の基本的な理解についてお話させていただき、その後個別の問題について話を進めたいと思います。

皆さんも私も、みんな年を取ります。高齢者の人権問題は、他人の問題ではなく自分の問題として考えていただきたい。自分が高齢者になったときにどのように扱われるのが幸せかを考える。誰もが立場の交代可能性があるということです。ですから、人権学習では単に一面的に知識を学ぶだけでなく、ロールプレイ（ある役割を演じることで、その人の気持ちを理解すること）をすることによって他人の気持ちを考える、ということも重要になってくるのではないかと思います。

私たちは、社会的に弱い立場になったときに、個人の尊厳が十分に保障される社会こそが素晴らしい社会である、ということを知っておいていただきたいと思います。

では、これまで出た「個人の尊厳」、「自己決定権」、「表現の自由」について、これから考えていきたいと思います。

ここで、国の法体系から考える人権の重要性について、話を進めてみたいと思います。

まず、なぜ公務員の皆様方が人権について知識を持たねばならないのか、このような研

修が必要なのかと申しますと、全て私たちは国法体系に基づいて生活しており、関係法規が日常生活に深く関わっているからです。

その国の法体系の一番上にあるのが最高法規である憲法で、国家の基本法といわれています。この憲法を具体化するものとして、国会が制定する法律、その下位規範として行政が制定する命令、地方議会が制定する条例等があります。

ではなぜ憲法が国家の最高法規かというと、それは私たち国民の人権を守る法だからです。憲法は基本的人権と統治機構から成り立っていて、人権を守るために統治機構があります。憲法で最も大事な概念が個人の尊厳で、13条に「すべて国民は、個人として尊重される。」とあり、人権の中核規定として非常に重要な意味を持っています。そういう意味からも、皆様方のお仕事の上で、個人の尊厳（個人の尊重）を中核とする人権体系についてしっかり理解することが大切になってくるわけです。

次に、「個人の尊厳と自由」について考えていきたいと思います。

個人の尊厳とは一体何かというと、これは、誰もが自分の人生・生活を他人から干渉されず思い通りに過ごすことを社会の中で最大限尊重されることをいいます。

皆さんも私も、こんなことをやりたい、実現したいなという夢を持っています。しかし、現実にはそれを邪魔するものがいっぱいあるわけです。

こんなものを食べたいなと思っても、病気では食べられません。こんなことをしたいと思っても、様々な障害、加齢、あるいは貧困といったことが邪魔をします。でも、そういうものが全部排除され、自分の思いが実現することが、やはり人間にとって一番幸せなことです。

自分の人生・生活を他人から干渉されたり介入されたりすることなく、思いどおりに最大限尊重されること、それが個人の尊厳で、分かりやすく「幸せ」という言葉に置き換えて考えると、理解しやすいかもしれません。

では、高齢者の個人の尊厳で最も大事なものを、幸せを感じるのはどういったことでしょうか。お腹いっぱいご飯を食べる、お酒を飲む、お金がたくさんある、結婚できる等いろいろな幸せがあります。それらの共通点として、誰からも介入、干渉されない「自由」が挙げられます。ですから、人権のベースには、自由がしっかりと保障できているかを念頭に置く必要があります。

ところで、私が高齢者大学校等でこんな話をすると必ず怒られます。「先生は自由、自由と言っとるけれど、そんなことばかりだったら、社会の調和が保てないじゃないか。あんたはそんな教育しているのか」とか言われるわけです。まあそんな教育しているんですが（笑）。

「自由を保障する」とは、社会の中で誰にも干渉されたり、介入されたりすることなくあなたは精いっぱい自分の夢が実現できるようになってください、その代わりに私に対してもそうしてください、というように、社会の構成員誰もが自分の思いが実現できること。それが正に個人主義といわれるものなのです。ですから、個人の尊厳は個人主義と結び付

くわけであり、社会の秩序を前提としない利己主義とは全く違うものであります。

ではここで「個人の尊厳を中核とする人権体系」についてお話させていただきます。

人権の中核のベースは、個人の尊厳です。高齢者は判断能力が衰え、だんだん弱っていくのですが、やはり、最期まで自分の思いを実現するために生きています。それを最大限尊重することが、個人の尊厳ということです。

その思いの実現のために基本的人権があり、その中で特に自由が重要というお話をしました。精神活動の自由、経済活動の自由等ですが、やはり私たちが幸せを感じるためには、判断能力が重要になってくるのですね。そしてその判断能力があって、私たちは行動に表すわけです。それが正に表現の自由で、これも後でお話します。これらの活動の自由がしっかり保障されるようにしないとイケない。

では、自分の思いを実現するために何が必要か学生に聞くと、学生いわく「先生、愛です」と。しかし、私たちが自己実現をしていく上で、現実的には財産、金銭（財産権）といったものが、非常に重要な意味を持ちます。ところが判断能力が弱い高齢者は財産管理ができなくなり、ひいては自分の思いが実現できなくなってきます。これについては、後ほど成年後見制度のところで一緒に考えたいと思います。

もう一つ、やはり私たちが身体活動が自由であってこそ、人間らしい自分の思いが実現できる、そういう視点から、高齢者虐待の身体拘束についても考えていただきたいと思います。

社会的に強い人にとって自由は非常に有り難いのですが、社会の中には自由だけで十分生活できる人はいません。また、今は強くても、将来は社会的に弱くなることもあります。例えば、認知症の高齢者、乳幼児、生活困窮の方、障害をお持ちの方は、自由だけでは生存できません。そういうときに、それを支援する「生存権」が保障されることが、自由や個人の尊厳を現実的に実現することになります。

基本的人権について、もう一つお話させていただきたいと思います。日本国憲法は 1946（昭和 21）年 11 月 3 日公布、翌年 5 月 3 日施行され 60 数年たちました。その中で社会が変わり憲法に保障規定がないけれども必要な人権が出てくるわけです。それが新しい人権といわれるものです。特に高齢者の人権と関わるものとして、「プライバシー権」「自己決定権」等があります。

しかしここで、人権を考える上で人権を軽々しく扱わないということを知っていただきたいと思います。あれもこれも人権問題だと軽く扱くと、人類が苦勞し、涙を流し、場合によっては命を奪われながら形成した人権、特に自由権が非常に軽いものになってしまいます。ですから判例でも、新しい人権は限られた範囲でしか認められていません。

では次に、「表現の自由の意義」「自由と人権調整」についてお話させていただきます。

私たちは、ああしたい、こうしたい、幸せになりたいと頭の中で考えるだけで幸せといえるでしょうか。

本日、2月14日のバレンタインデーは好きな人にチョコレートをあげる日で、まあ義理

であげることもあると思いますが、好きな相手のことを頭で考えるだけでは幸せとはいえません。「幸せなら態度で示そうよ」と歌にもあるように、幸せの実現のために行動する、つまり表現するわけです。これが表現の自由ということです。

しかし、実際には高齢者は加齢に伴う障害等により自分の思いを表現しにくい立場に立たされることがあります。私たちは、この現実を踏まえて高齢者が自分の思いを実現する、自己実現するためには、表現の自由は不可欠で重要な権利であることをしっかりと意識する必要があります。

では、人権を考える上で「何でもかんでも自由でいいのか、思いどおりにできるのか」というとどうでしょうか。認知症の高齢者は、施設の中で徘徊したり、大きな声で怒鳴る、場合によっては施設の職員や介護者に噛みついたり、暴力を振るうこともある。そういうときに、やはり社会との調整を視野においた「人権調整」が必要になってきます。

次は「自己決定権」についてです。自己決定権は、髪型・服装・身なり・飲酒・喫煙・趣味という問題から、子どもを産む、産まない等の問題まで、非常に範囲の広い権利です。自分の人生は自分で決めることが幸せですが、高齢者の権利擁護に関わると、場合によっては治療拒否、安楽死、尊厳死といった非常に困難な問題にぶつかることもあります。

では、こういう問題をどう扱っていくのか。できる限り自己決定は尊重したいが、どこかで線引きをしないといけないこともあるわけです。例えば憲法学では、「幸福追求権」（憲法 13 条）から導かれる権利として、「生きていく上で不可欠の権利といえるか」という基準で判断すると考えます。このように、人権を考える上では、どこかで線を引くということも必要になってくるのではないかと思います。

次に「プライバシー権」について触れたいと思います。プライバシー権は自分の私生活にみだりに介入されない権利のことで、その要件として、個人の私生活上の事実に関する情報、まだ社会一般の人が知らない情報、一般人なら公開を望まない内容の情報があります。このプライバシー権は、高齢者虐待の性的虐待、心理的虐待と関わる問題でもありません。

また、現代社会は情報化社会であることから、従来のプライバシー権に加え、自分に関する情報の閲覧や修正を求める「情報プライバシー権」が含まれるようになってきました。現代社会においては、個人情報行政により集中的に管理されており、自分に関する情報を閲覧・修正できない場合に、高齢者は、福祉サービスや行政サービスを受けられないことが出てくるわけです。

次に「財産権の保障」についてお話しします。財産権は自己実現にとって不可欠の人権で、私たちは自由に正しい判断ができることで、財産を用いて自分の思いを実現することができます。ところが、高齢者や知的障害、精神障害の方は財産管理ができない場合があります。財産管理を支援する必要が出てきます。これを権利擁護といい、その一つに成年後見制度があります。

先ほども触れましたが、ここで「基本的人権の調整」についてお話しさせていただきます

す。人権を考える上においては、誰もが社会の一員として尊重されるという観点から人権調整が必要になってきます。私たちは誰もが社会の一員ですが、人権を無制約に唱えると他人の人権とぶつかってしまいます。

例えば、皆様方は今、非常に眠いかもしれませんが、このホールの中で「もうこんな講義はやめてくれ」と言う、まだ聞きたいと思っている人の人権（表現の自由）を侵害することになってしまいます。こういったことから人権調整が必要になってくるわけです。

ところが日本国憲法では、人権の調整基準として唯一「公共の福祉」の規定しかありません。「公共の福祉」という非常に曖昧な基準で人権を調整すると、人権保障を弱めてしまうこととなります。ですから、例えば表現の自由という自己実現にとって不可欠な人権を制約する場合には、必要最小限の厳格な人権調整基準を作ることが必要といえます。

次に、「知る権利」についてお話したいと思います。

現代社会にあって、高齢者は情報弱者です。それはなぜかと申しますと、1つには、情報を入手するための媒体・手段が少ないということ、2つ目に十分に理解できないということがあります。

そういったことから、単に情報に接することを制限しないという自由権的な側面だけでは、本当の意味の高齢者の個人の尊厳、人権を守ることはできません。媒体が不十分であればそれを積極的に補い、分かりやすい情報伝達をしていくことが必要ではないでしょうか。

介護保険制度が2000（平成12）年からスタートして13年ですが、いまだに高齢者、特に男性介護者においては、介護保険のことを十分理解してない方がいらっしやいます。

実際に体験したことです。認知症を発症された奥さんを介護されている90歳代の高齢者の方がいて、大変だということがものすごく分かるわけです。それで「介護サービスを使ったらどうですか」と勧めたら、「介護サービスって何ですか」と言うわけです。介護サービスについて十分理解できていないのです。

「介護サービスについて、計画をちゃんと作ってもらったらどうですか。お金は掛かりませんよ」と話したところ、「そんな、タダでもしてもらうようなことは信用できん」と言うわけです。それでも「こういうふうにしたらどうですか」と言ったら、警察に電話して「怪しい人が来とるんじやが、ちょっと来てくれんかのう」と。そういうことが実際にありました。

ですからやはり、そういう方に分かってもらえる情報発信を考える必要もあるわけです。知る権利というのも、高齢者の立場から考えると、私たちが日頃使っているものとはかなり違う、手厚い支援を含んだものにしていく必要があるのではないかと思います。

次に、「法の下での平等（平等権）の意義」についてお話します。これは、全ての人は誰もが同じ価値の人権を持っているという意味です。そして、単に形式的に差別されないというだけではなく、一人一人の違いに着目した実質的な平等を実現していくという、そういう平等観が必要になってくると思います。

一人一人が自分の思いを実現する上で、健康で文化的な最低限度の生活が送れていない場合がある。その到達点は、人によって違うわけです。そこをしっかりと見据えた上での支援が必要になってくる、それが実質的平等の実現というものです。単に同じように扱えばいいというものではありません。こういう知識も知っておいていただきたいと思います。

次は「生存権」についてです。憲法 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。

先ほどお話しましたが、生存権は、私たちの個人の尊厳にとって最も重要な自由を補う役割があるわけですが、特に、高齢者に自分の思うとおりに生きてくださいね、と言っても、認知症を発症すると判断能力がなくなり、寒いときには凍え死んでしまうことだってあるわけです。そこで国等が支援することによって、本来高齢者が持っている自由の不足を補い、健康で文化的な最低限度の生活を実質化するのが生存権なのです。

その場合に大事なことは何か。判例では、生存権は具体的な権利ではなく、プログラム規定という、国の努力目標を示すものとしています。そして、例えば生活保護法のような法律ができて初めて、権利として、国に対して健康で文化的な最低限度の生活の実現を求めることができるのです。一方で知っておいていただきたいのは、支援が必要な人ができる限り自立ができる支援が大事であるということです。自分の力で生きていけるなら、それを最大限尊重することが個人の尊厳につながるということです。

自分の力をどうやって強くするのか、持っている能力、いわゆる残存能力を尊重し、自分の力で生きていけるようどう手助けするか、この自立支援の重要性についても、是非知っておいていただきたいと思います。

ここまで、人権について体系的なお話をさせていただきましたが、できれば公務員の方々には、こういう理論的・体系的な学習を一回はしていただきたいと思います。そうしないと支援する一人一人の高齢者の人権保障に対するいわゆる意識に温度差が生じてしまい、結果として社会全体として質の高い高齢者に対する人権擁護が図れないということがあるからです。

## 2 災害時の高齢者の人権について

これから災害時の高齢者の人権について、1つ目に「高齢者にとっての災害時の情報」、2つ目に「震災復興過程での高齢者の人権」、3つ目に「震災における認知症高齢者の人権」について、具体的にお話しさせていただきます。

まず、1つ目の「高齢者にとっての災害時の情報」についてです。今回の東日本大震災では情報が十分に届かなかったということで、多くの高齢者が亡くなっています。また、被災地では、高齢者が自分たちの状況を十分に情報として発信できないということで、支援が遅れたということがありました。大きく改善されてはきましたが、今でもそういった問題が出ています。

ここで初めに、「情報の意義」について理解していただきたいと思います。情報は、私た

ちが自分の思いを実現するという、個人の尊厳にとって不可欠な表現の自由の基盤になります。

自分の頭の中で、こういうことをしたい、ああいうことをしたいと心の中で考えたら、次に「助けてください」という表現行為に続きます。「支援してください」「ここにきてください」「こんなものをください」「こういう生活を私たちは望んでいるのです」ということが言えて、情報を発信して初めて、私たちは自分の思いが実現できます。ところが、東日本大震災では、情報を受けることも、発信することも、高齢者の場合は非常に困難だったという事実が出ています。このような状況では、高齢者の自己実現が十分に図れないわけです。

高齢者の情報の問題点として、情報媒体が少ないこと、情報を受容できる能力の弱体化の2つが挙げられます。

皆さんはいろいろな情報を発信し、受け取る媒体を持っていると思います。携帯電話、パソコン、テレビ等があるでしょう。ところが、特に今回の震災で犠牲になられた高齢者の多くは、そういう情報媒体が非常に少なく、加えて、情報を受容できる能力が弱いわけです。目が悪い、耳が遠くて防災無線が聞こえなかったといった身体的な問題や、コンピュータなど情報機器に触れる機会が少ないということで、最新の津波の情報を得ることができず、犠牲になられた方も少なからずいらっしゃいます。高齢者の視点から情報を考えた場合に、防災や津波情報の伝達方法等、今後は情報弱者に対して、国・地域による積極的な支援を考える必要があるのではないかと思います。

さらに、情報が伝達されても、認知症の高齢者にはその意味が分からないといったことがあります。日本高齢者虐待防止学会で、被災地の高齢の方々が震災時にどういふことを感じたかという報告会があったのですが、その中で震災に対して最も冷静だったのが認知症の高齢者だった、という報告を聞きました。これは、逆にいうともうすごく怖いことです。認知症の方々にどのように伝達していけばいいのかという、今後の重要な問題です。

また、独居高齢者、あるいは高齢者家族世帯への対応はどうか、といった問題も出てきています。

東日本大震災の問題点として、高齢者の安否確認が非常に困難で、もっと支援をしていれば助かった命もあったという報告も受けています。3月の寒い時期でしたから、早く支援の手を差し伸べないといけなかったわけですが、高齢者は情報を発信することが不十分だったのです。自分たちが今どこにいて、どんなものが不足して、どういう状況なのか、ライフラインが遮断されてしまったら十分に伝えられない。そういう状況になっても、若い人であれば何か代替手段を考えることもできるのですが、高齢者はそれができなかった。情報発信の困難性という問題があるといえます。

情報受信の困難性については、先ほども触れましたが、身体的な問題、認知症の問題、媒体手段の問題等、いろんな要素があります。

今後の課題として、震災時の高齢者の表現の自由を実質的にどう保障していくのか、国



や地方自治体の積極的な取組が求められているといえます。

ここで一つの提案として、「防災から減災へ」についてお話しさせていただきます。これからは、減災の視点からも考える必要があるのではないかとことです。

東日本大震災では、高齢者が多く住む沿岸部で津波の被害が非常に多く、それゆえに災害情報の伝達方法、訓練の在り方が問われています。正にリスクマネジメントの問題です。今回のような究極の事態にどう備えていけばいいのかというリスクを考えることも、人権保障には必要になってくると思います。

私は（愛媛県）松山で本務校である大学のほかに、松山赤十字看護専門学校でも教えているのですが、その講師会で震災関係のビデオを見る機会がありました。それは、石巻赤十字看護専門学校の学生が、大津波の迫る中で高齢者を助けて避難したという、赤十字の精神にかなった素晴らしい内容でした。それを見て多くのドクターやナースは涙しました。私も非常に感銘を受けました。しかし、すぐそこに津波が来て、高齢者の手を引いていけば自分の命も奪われるという究極のときに、高齢者を置いて逃げてくださいますとは言えませんが、かといって、高齢者と一緒に命を落としてくださいと、私は自分の教え子には言えません。

だとすると、日頃から人権保障や権利擁護の厳しさを意識し、そういう究極の選択を迫られることを想定したリスク対応を考えておく必要があるのではないのでしょうか。人権保障というものは、それくらい過酷な一面があるのだということも理解していただきたいと思います。

私には子どもが二人います。上が中学校2年生、下が小学校5年生でそれぞれ男の子です。先日、小学校5年生の息子の学校の授業で人権俳句の発表会がありました。うちの子の作品は、「手をつなぎ いつもにっこり 楽しいな」というものでした。いつもにっこりというのは人権を考える上で本当に素晴らしいことなのですが、一面では究極の過酷な選択に直面するという事柄も知っておいていただきたいと思います。

ひとつ提言なのですが、私と同じ日本高齢者虐待防止学会に入っている柴尾慶次先生の考え方で、「介護トリアージ」というものがあります。これは、被災の時点で避難する際の援護の優先順位をちゃんと客観化して、誰から先に援護すべきなのかを常に考えるというものです。今回の大震災で高齢者の人権保障の過程で体験した過酷な出来事を思い起こせば、これが必要ではないのでしょうか。これによって多くの要援護者、特に高齢者という援護が必要な方をより多く救済できるのではないのでしょうか。犠牲をゼロにできなくても、より多くの要援護者の救済を目指す。そういう考え方も人権を考える上においては必要ではないのかと思いました。

それから、先ほどから情報をテーマにしていますが、情報伝達体制の整備が必要です。災害時に要援護者の支援班を設置するとか、何より高齢者は情報弱者であるということ、弱い立場にあるということから、多様な手段による通信の確保が必要ではないのか。要支援者の情報を共有することも必要ではないのか。

行政というのは縦割りになってしまい、その連携が十分できていない場合が少なくありません。その結果、助けることができる方々も命を落としてしまう危険性があるわけです。そういう中であって、どうしていけばいいのか。情報の共有をどう図っていけばいいのか。民間ボランティアとどう情報を共有するのかという、これもキーワードになるのではないかと思います。

また、支援計画も必要でしょうし、避難場所において要支援者専用の窓口を設置することも必要ではないかと思います。

震災に絡んだ人権ということになると、最初に避難した場所が小学校や中学校なのですが、そういうところはバリアフリーがなされていないということで、高齢者にとって非常に使い勝手が悪かったという報告を受けています。高齢者が和式のトイレを使うというのは酷な場合があって、トイレを我慢して体調を崩したとか、水分を控えて脱水症状を起こしたという報告も受けています。

そうした情報を関係者の間で共有し、高齢者の人権保障に役立てることが必要です。この共有という言葉も今後キーワードになるのではないかと思います。

指定避難場所での高齢者の現状ということでは、やはり最初の段階において、生存に関わるような問題がたくさん発生していました。私は日本人間関係学会の支援活動の一環として（宮城県）南三陸町を訪問し、避難所生活を経験された高齢者の方からいろいろな意見を聞いたわけですが、本当に様々な問題がありました。不眠、不安、身体疲労、特に持病の悪化、風邪とか、水分の摂取不足等々。なかでも水分の摂取不足は深刻でした。これは2つの意味があるのです。最初は十分に水がなかったということと、もう一つは、水分摂取をトイレの問題で控えたということで、エコノミークラス症候群が発生したことです。これは学会誌で、津村智恵子先生が報告されていました。

それから高齢者は特に嚥下（えんげ）障害の問題があるので、食べ物でも、とろみのあるものがないとなかなか飲み込むことができないのに、そういう食事がなかったという問題もありました。高齢者の個別の配慮が十分ではなかったと言われていました。

では今後どのようにすればいいのか。人権尊重の観点から考察すると、何より高齢者の方が、自分の思いを話しやすい環境づくりをすることです。支援者は高齢者の言葉や態度を受容し、共感的な態度を表すことです。避難所の支援のボランティアはよそ者で、言葉が違うというだけで高齢者は、心を閉ざすことが多かったようです。ですから、そういう場にはやはり受容・共感的な態度が非常に大事になってくると思います。目線の持ち方とか、言葉も方言に近いような言葉を喋るとか、そういう些細なことに気配りすることで、自分の思いを喋ってくれる方も出てきたという報告も受けています。

日本高齢者虐待防止学会の津村先生がおっしゃっていたことですが、阪神・淡路大震災（1995（平成7）年）では、仮設住宅に高齢者や障害者の世帯の方に優先的に入っていたそうです。ところがこれをやったら、高齢者の孤立化と孤独死がかなり発生したそうです。ですから慣れ親しんだコミュニティを重視した仮設住宅が重要だと思います。そ

ここで今までの生活となるべく近い形で生活できるようなコミュニティづくりと、自分の思いを素直に表現できるような環境づくりが必要ではないかと思えます。

今回の震災では、家族が離散してしまった状態の孤立高齢者も出ています。阪神・淡路大震災では、実際に日々の生活費とか、将来の生活、あるいは経済的な不安から不眠症になったり、うつになったり、場合によっては自殺ということが報告されています。阪神・淡路大震災の教訓を今回の震災にいかしていくためにも、受容と共感的な態度で話しやすい環境づくりを考えていくことが必要です。このように高齢者の表現の自由を個々の置かれている状況に配慮して、個人の尊厳の現実的な保障につながるように考えていく必要があるのではないかと思います。

そういうことから、集会所の設置とか、同じコミュニティの人との交流を図るイベントの企画のような取組が重要になってくるわけです。このような具体的な取組を通して、表現の自由の実質化が可能となるのです。

災害復興住宅ができてきていますが、高齢者の方々は閉じこもりがちです。それまでの生活と違った環境になると、うつ病を発症したり、自殺することがあります。「あの人、最近顔見ないね」と言っていたら、実は孤立死だったという事例が報告されています。

何度も出てきますけれども、キーワードは「コミュニティ」です。それを作ることによって、自分の思いが実現できるような環境が整うのです。人と交流して、行動範囲を広げ、喋れる、それにより、自分らしさ・自己実現がかなう。このような表現の自由の実質化が今、必要になっているのです。

もう一つは、これも仮設住宅で高齢者の方から聞いた話ですが、支援してもらうのはすごく嬉しいけれど、ちゃんと社会参加をしたい、働けるのだったら働きたいと。今まで海に出て働いていたんだ、それでいくばくかの賃金をもらっていたんだ、だけど今はそういうこともできない、悔しいと。そんなことをおっしゃっていました。

ですから働きたい高齢者に働く機会を与える。こういう生きがいの提供というのも個人の尊厳を尊重することになるし、自己決定の尊重につながってくると思えます。

震災における認知症高齢者の支援も大きな問題を抱えています。これも一つの報告で、私自身が関わったわけではないのですが、認知症サポーターを養成しているところでは、サポーターが保健師を中心に認知症高齢者の見守りを行い、うまく対応できたという報告があります。

保健師は高齢者の人権、特に生存権を守る上において重要な働きをなさっていますが、実は平成の大合併（1999（平成11）年から政府主導で行われた市町村合併）によって問題が出てきています。保健師は従来、小さな町村単位で地域密着の本当にきめ細やかな活動をされていました。「あそこのおじいちゃんはね・・・」とか、「あそこのおばあちゃんはね・・・」とか、「あそこのお家族は日中は・・・」と住民一人一人の日常生活を見守り、きめ細やかな健康指導をされていたんです。

ところが合併により、保健師はある程度大きな単位の地方自治体の職員として採用され

るようになりました。すると2年ごとぐらいに勤務先が変わってしまいます。「合併前、保健師さんはきめ細やかな見守りをしてくれたのに、合併後の新しい保健師さんはその地域のことを何も知らんのよ」という愚痴が高齢者から聞かれるように、地域に密着した見守りができなくなってきたという弊害が出てきています。

### 3 高齢者をめぐる社会状況と人権（成年後見制度の視点から）

ここから成年後見制度について、人権との関係でお話をしていきたいと思います。高齢者を巡る社会状況は、超高齢社会の到来による独居高齢者の増加、高齢者虐待、それから核家族に伴う家族機能の低下などで、高齢者の財産管理が困難な状況が頻発しています。従来だったら地縁で地域の人がいろいろと手伝ってくれたのですが、都市のマンションに住む高齢者にとっては、地縁関係が弱体化して高齢者は自己の財産管理が困難になっています。

それに措置から契約という社会福祉基礎構造改革の影響もあります。措置というのは、行政が決めた福祉サービスの一定の水準を施設に委託して、国民に対してサービス提供がされるわけですが、その措置が契約制度に変わりました。それでどういう問題が出てきているかという、高齢者自身が自分の自己実現をする上において最も重要な手段である財産管理、財産の保障ができなくなっている上に、高齢者は判断能力が弱体化しているので、なかなか契約もできなくなっているのです。契約というのはどういう制度かという、高齢者がこういう施設を使いたい、こういうサービスを受けたいという申込みの意思表示と、それに対してサービス業者がそういうサービスを提供しますという承諾の意思表示の二つの意思の合致があってサービスの提供がなされるものです。高齢者に判断能力がなくなってくると契約を締結できないわけです。

いろいろな福祉サービスや医療サービス、そういう社会活動をする上において必要なサービスの契約をする場合も、判断能力がなくなったり、判断能力が低下してきたら契約ができないわけです。では、それをどう補うのかということから、成年後見制度が出てきたわけです。

たとえ判断能力が衰えてきたとしても、自分の思い描いた生活を最大限尊重しないといけないのではないのか。具体的には、日常生活の維持、医療や福祉サービスの利用、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上、生活の質の向上を目指す社会参加等に関する契約や手配をサポートする必要があるのではないのか。このような趣旨から、判断能力の弱体化した人の財産権の保障や身上監護を手伝っていく成年後見制度が今重要な役割を果たしているわけです。

成年後見制度は大きく分けて3つの理念があります。1つがノーマライゼーションの実現です。判断能力が弱くなっても社会の一員として、分け隔てなく生活ができるようにしていこうということです。2つ目が、自己決定権の尊重です。自分の人生はこういうふうにしたいたいんだということを尊重することです。具体的には、こんなところに住んで、こんな

なサービスを受けたいんだということを尊重することです。3つ目が、判断能力が弱体化しても自分の持っている能力を最大限活用して社会参加することを尊重することです。これを残存能力の活用といいます。この3つの趣旨を実現する制度として成年後見制度が考えられたのです。

成年後見制度を利用しているのは、ちょっと資料が古いのですが、2000（平成12）年から2009（平成21）年の間に17万人ぐらいです。この制度の前の制度では、後見にあたる禁治産、保佐にあたる準禁治産の2分類しかありませんでした。しかし、成年後見制度では、軽度の認知症の方など軽度の判断能力の弱くなった方を想定して、補助という制度を新設しました。ところが、この補助があまり増えていないわけです。保佐とか制度の目玉となるはずの補助の利用が少ないのです。その理由としてこの制度を支える後見人等のマンパワー不足があります。

認知症高齢者は推定で約200万人ぐらいいますが、知的障害の方は55万人、精神障害の方は303万人、さらに多くの高次脳機能障害の方も存在していますけれど、こういう現状に対してこの成年後見制度が十分に機能しているとは言えないのです。

日本の成年後見制度が参考にしたのがドイツの世話法というものですけれども、ドイツの世話法は今130万人ぐらいが利用しています。どうしてこういう状況になっているのか、一つの大きな問題は、後見人の不足があるわけです。後見人が非常に不足している。本当に必要な方がこのサービスを受けられないという問題があるとされています。

では、これからの成年後見制度はどうあるべきなのかというと、本当に必要な人がちゃんと利用できる制度にしていく必要がある。それから高齢者に対する経済的虐待防止のための制度にしていく必要があるのです。高齢者というのは消費者被害、悪徳商法の被害を受けやすいので、これを防止するための制度にしていく必要があるのです。

高齢者の視点から考えると、高齢者の個人の尊厳を守る制度、すなわち高齢者の生命とか自由、生存権等の人権、及びそれに伴う権利をちゃんと擁護できる制度になっていかないといけない。しかし高齢者自身は、自分ではなかなかやっていけない。それゆえに、支援が必要な高齢者にもっと活用される制度にしていく必要があるわけです。

ここにいくつかの視点を示しておきました。何度も出てはいますが、高齢者自身は情報弱者という面があります。そこで何より高齢者の方が相談しにくい、理解し難い、そのような弊害をなくして、高齢者にちゃんと相談していただける、そして高齢者の立場に立って言葉をちゃんと理解していただける、そういう支援体制が必要ではないでしょうか。何より法律の用語は難しいですから、もっと分かりやすい情報を提供する必要があります。

家庭裁判所はいろいろと苦労されて、文字の大きなパンフレットを作成し、漢字に仮名を振って、分かりやすい絵も入れています。そういう分かりやすい情報提供を心がける必要があるのではないのでしょうか。紙媒体だけではなくて、支援に関わる人によって伝えていくような取組も必要ではないかと思えます。そのためには、高齢者の支援者に対して、この制度に対するより分かりやすい情報を提供することが必要です。

経済的弱者への視点としては、成年後見制度の利用・支援事業を義務化するとか、認知症高齢者の視点からすると申立人がいない場合は、市町村長申立てを積極的に活用できる環境づくりも必要ではないかと思えます。

成年後見制度を支えるマンパワーの視点からは、市民後見人の養成も非常に大事になってくるので、これに対して手厚い支援が必要ではないかと思えます。これに行政も手を貸していただけると、高齢者の財産管理がよりうまくいくのではないかと思えます。

市民後見人というのは、社会福祉基礎構造改革の住民の積極的な参加による福祉文化の創造に役立つわけですし、研修を受けた一般市民による成年後見人が増えれば、住民同士で支え合う優しい地域社会を構築することができるわけです。

こういうことで高齢者の財産権、あるいは身上監護（後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続を行うこと）を十分に図っていくことができるのではないかとありますが、問題は、それに関わる人の人権保障が十分に考慮されていないことです。現状では、市民後見人の組織自体が不在で、サポート体制も不十分です。特にリスク対応が問題です。この対策が成年後見制度の活用の裾野を広げる上で、今後重要になってくると思えます。

例えば、市民後見人の受託事件については身上監護中心で、法的な紛争や激しい対立がないものにするとか、日常的な金銭管理や低所得者への支援を中心とする等して、市民後見人のリスクを軽減しながら、かつ人権に配慮しながら、広く養成する必要があるのではないかと思えます。

国への期待では、やはり市民後見人養成支援ということで、家庭裁判所や法務局と連携が不可欠です。これらの国家機関でマンパワーをお持ちのところは、市民後見人養成講座の講師の派遣とか研修テキスト作成の支援をしていただければとても有り難いです。また、困難事例に直面したとき、どう解決するのかというアドバイスを地域の専門職から受けることができるバックアップ体制の構築も必要です。

それから市町村主催による情報意見交換会の実施とか、日常生活自立支援事業との連携協力、市民後見人の継続研修の支援等も必要です。こんなところも協力していただくと、より高齢者の財産権保障・身上監護が図られるのではないかと思えます。

#### 4 高齢者虐待について

最後のテーマで、高齢者虐待に入っていきたいと思えます。高齢者虐待というのは、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、それから介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）——この5つをいうわけですが、実際に高齢者虐待というのは様々な要因が絡み合い、根が深いものがあります。

実は、高齢者虐待は、虐待をしている人に自覚がない場合が多いのです。家族の気持ちとしては、夜のおもらしのために水分を控えさすべきだとか考えるかもしれませんが、そういうことから本人が、脱水症状になってしまうことがあります。それによって命の危険に

さらされているにもかかわらず、家族が虐待をしているという自覚がない場合が非常に多いのです。脱水症状で虐待が疑われる1割は、命の危険があると言われていています。ですから日頃からこの虐待について、人権啓発が必要になってくるのです。

人権の視点から見る高齢者虐待では、高齢者虐待の研修に行くと、「私のやっている行為は虐待ですか」とよく質問を受けます。「どんなことをやっているんですか」と尋ねると、「いつもうちのおじいちゃんがうるさいから、うるさいって言ってるの」とか、あるいは「もうほんとに何回も何回も同じこと言うから、無視してるの」とか、「この間なんかもう怒鳴っちゃいましたよ」と言うわけです。一回や二回怒鳴ったり、「このじじいがとか、ばばあがとか、そういうこと言ってしまうんです」と言う人がいるわけです。

このような場合、高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）が想定している虐待にならなくても、実際にそういうことを言われた高齢者の方は幸せですか。無視されたり、赤ちゃん言葉で言われたり、高齢者の個人の尊厳は傷つけていますよね。自分がやられて嫌なことは、やはり人にやるべきではないです。その人らしい尊厳が傷つく行為は決してすべきではありません。「虐待になるかならないか」という線引きに固執することは、高齢者の人権を守る上で意味があることではありません。先ほどの不適切な行為を知らず知らず反復継続していると虐待につながるのです。

それゆえに、人権の基本的な知識を常に念頭に置いて、それをベースに高齢者に接していただくと、この不適切な行為と虐待の間のグレーゾーンを小さくすることができて、虐待を防ぐことができるわけです。先ほども言いましたけれど、人権軽視の些細な行為が無意識のうちに繰り返されると虐待につながっていくわけです。家族や親族が何気ない些細なことだと思っても、先ほどお話した人権の基本的な知識がなければ、不適切な言動・表現行為を誘発し、高齢者虐待になっていくわけです。

愛媛県のテレビコマーシャルに、「白アリに食われて泣くよりまず予防」というフレーズがあります。虐待になる前に人権のことを知っておいて、こういうことを積み重ねていくと虐待になるんだということが分かっているならば、虐待を防ぐことになるのです。日頃「後で、後で」を繰り返していると、これがどういうことにつながっていくのか。高齢者の方がそんなことを言われたら、どんな気持ちになるのだろう。そういうことが分かっているならば、心理的虐待を防ぐことにもなるわけです。よく「うるさい、同じことを言うな」といったことを反復継続してやると心理的虐待になるわけです。その際、高齢者の表現行為（表現の自由）がどのような意味を持っているのか、今日お話した表現の自由の意味をちょっと考えてみましょう。定期的に継続的な人権学習をするとともに、ロールプレイ等を通して、自分がその立場になったらどういう気持ちになるのかを知っていただきたいと思えます。

よく高齢者の方は事故に遭ったらいけないと車椅子に長時間座らせているケースがありますが、車椅子にずっと座っているのは体が痛いわけです。ときには自由に動きたい。自分の気持ちを実現するために行動の自由があるし、表現の自由があるとお話をしましたが、

やはり高齢者も自由に動きたいわけです。だけど家族は「転んだら大変、ずっと車椅子に座っていてね」と思うわけです。これが一体どんな意味があるのか。行動や表現は自分の思いの実現手段です。ですから、高齢者が車椅子に座っていることをどう思っているのか、それが身体機能の低下をどう招いているのか、私たちはそういうことも考える必要があると思うのです。自分の視点だけではなく、高齢者の立場に立った人権の視点が重要になってくるわけです。

高齢者の介護の現場では身体拘束が安易になされることがあります。身体拘束は、高齢者虐待の一類型になっています。そして身体機能を著しく落としてしまうことにもなるわけです。場合によっては、介護事故等のリスクを増大させてしまうこともあります。ですから身体拘束は、これが高齢者のどの人権をどのように侵害するかを考えた上で、できる限り廃止すべきです。

厚生労働省の老健局は、身体拘束について原則禁止を解除する3つの要件を出しています。1つ目は緊急性、2つ目が非代替性、そして3つ目が一時性という要件を満たすときには身体拘束は認められるとしています。しかし、福祉現場でこの問題に直面したとき、これで高齢者の個人の尊厳を中心とする人権、特に自由権が十分保障できるのか、疑問が残ります。こういうときは、先ほども言いましたが、専門職の立場に立ってこの介護手段が高齢者の自由権を制約する上で、必要最小限度の手段であるのか否かという視点も必要ではないでしょうか。

高齢者虐待の背景はいろいろありますが、高齢者虐待はなかなか表に出てきません。そこで、高齢者とその家族をできる限り孤立させないことや、挨拶とか声掛け等、地域での見守りが高齢者虐待を防止することになるわけです。だから日頃からそういうコミュニティづくりをしていく。また、地域における啓発活動が重要になってくるわけです。

高齢者虐待を考える上においては、高齢者の人権保障を一番に考えないといけないのですが、もう一つは介護をしている人、養護者に対する支援も必要なわけです。介護保険はケアが必要な高齢者の自立と尊厳を社会的に守ることを主眼にしていますが、必ずしも高齢者を介護する人は直接の対象に入っていないのです。

高齢者虐待防止法は、高齢者の人権保障の手段として養護者の支援を考えるということ、間接的な支援でしかないわけです。しかし、介護をしている家族の方々の負担は非常に重いものがある。この養護者に対する支援も十分に考えていく必要がある。これができて高齢者虐待は防止できるわけです。

介護者は社会的な孤立と経済的な困難を伴うことが多く、うつ病、介護殺人、介護心中が発生しています。世界の動向として、公的責任の弱いアメリカでは様々な私的な団体がそういう介護者を支援するとか、公的責任の強い国では政府がリードしているわけですが、日本においては介護者への支援がかなり手薄になっています。

日本では、家族が介護するのは当然という意識が強いのです。そして家族介護のための独自の支援施策というものが十分に省みられていない。そのために悲劇的な介護心中とか



殺人とかが起こっている。特に男性介護者の問題が、今問題となっていますので、こういうところも気を付けていただきたいと思います。

実際に家族の介護者の4分の1を男性が占める時代になっています。1968（昭和43）年に要介護者は20万人であったのが今は450万人。一説には、500万人近くになっていると言われています。

一方で、介護の担い手が激変しています。従来は配偶者、すなわちお嫁さんがだいたい半分ぐらいだったのが、今は23.3%。一方、息子は2.7%から12.2%と激増しているわけです。夫婦介護では夫が3分の1。さらに老老介護という問題が発生しているわけです。特に高齢者の男性は、家事や介護の期待がなかった時代に教育を受けてきています。そういう方を支援しなければ、高齢者虐待はなくなっていくわけでは

ありません。家事の多くは家族が行っているのですが、介護保険は生活援助の制約がより厳しく運用されていて、80歳代とか、90歳代の家族介護に必ずしも十分対応できていません。その結果、介護殺人や介護心中という問題が起きているわけです。ですからぜひ家族介護を視野に入れた支援を考えていただきたいと思います。

少し古い資料ですが、2006（平成18）年10月から1年間に介護を理由として離職した人は14万人です。そのうち男性が2万5,600人で、9年前の2.1倍になっています。現行の労働環境は労働者の介護環境を十分に考慮していないところがあり、介護保険等の現行の介護制度が想定している嫁とか妻という介護者の姿と、現実に男性も多数介護しているという介護者像との乖離が、男性介護者の離職増を生じさせているのではないかと思います。

介護をすると収入が閉ざされて支出が増える。稼ぎ手と介護の担い手の一体化によって、退職とか収入減の問題が起こっている。そして年金暮らしの高齢者世帯では、介護の増加があっても介護費用等は年金額に算定されないため、非常に経済的負担が増えているのです。介護費用の負担が世帯単位であるため、同居家族の負担は実際の介護だけでなく、経済的なものも大きくなっている。そういうことで、介護者の支援に目を向けていただきたいと思います。

家族介護のまとめですが、家族を介護するためになされる支援と、家族を解放するための支援、様々な介護休業とか経済的支援、キャリア形成の支援とかカウンセリング、地域コミュニティの参加等も必要になってくるのではないかと思います。

最後になりますが、介護に関わる職員の方の人権も考えて、働きやすい環境を作っていくことも大事ではないかと思います。そういう関わりのある方をしっかりと支えていくような政策等も必要ではないかと思っています。この点をもう少し話したかったのですが、時間の都合で資料を読んでいただくということで、省略します。

最初にお話をした通り、人権の理論的なことをちゃんと理解して、理論的な人権に裏付けられた高齢者対人援助技術を身に付けていただいて、それと関わる人の人権、そして何よりリスクというものも考えていただきたいと思います。この視点から、高齢者の人権問

題のごく一部をお話させていただきました。最後は駆け足で申し訳ありませんが、これで終わらせていただきたいと思います。御清聴どうもありがとうございました。(拍手)